



青森県基本計画

「青森新時代」への架け橋

令和 8 年度

事業概要

(令和 7 年度実績)

青森県中南福祉事務所

目 次

第1 総 括

1	管内の概況	1
2	沿革	2
3	組織図と分掌事務	3
4	令和8年度運営方針	4
5	令和8年度行事予定	5

第2 概 要

I 生活保護

1	被保護世帯数	6
2	被保護人員	
3	保護率	
4	扶助別人員	
5	令和7年度生活保護統計	7

II 母子父子寡婦福祉

1	母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況	9
2	母子父子寡婦福祉相談実施状況	

III 児童福祉

IV 女性相談

第 1 総 括

1 総 括

1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23 km²で、県面積9,645.11 km²の16.57%を占めている。管内人口（令和7年10月1日現在）は256,090人で県計1,145,475人の22.35%を占めている。また、昨年同期（259,985人）に比べ3,895人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

□ 市町村別面積、人口

	面積 (km ²)	人口 (人)
弘 前 市	524.20	157,382
黒 石 市	217.05	29,267
平 川 市	346.01	28,780
西 目 屋 村	246.02	1,113
藤 崎 町	37.29	13,850
大 鰐 町	163.43	7,477
田 舎 館 村	22.35	6,754
板 柳 町	41.88	11,467
管 内 計	1,598.23	256,090

※面積－「全国都道府県市区町村別面積」
（令和8年4月1日現在）

〔国土交通省国土地理院〕

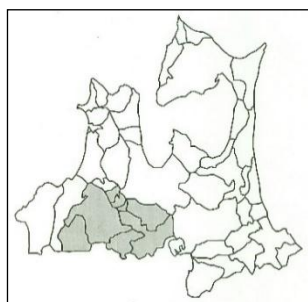
※人口－「令和7年青森県の人口」
（令和7年10月1日現在推計人口）
〔青森県統計分析課〕

□ 3区分別年齢割合 (%)

	管 内			青 森 県		
	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

□ 管内の地図（令和8年4月1日現在）

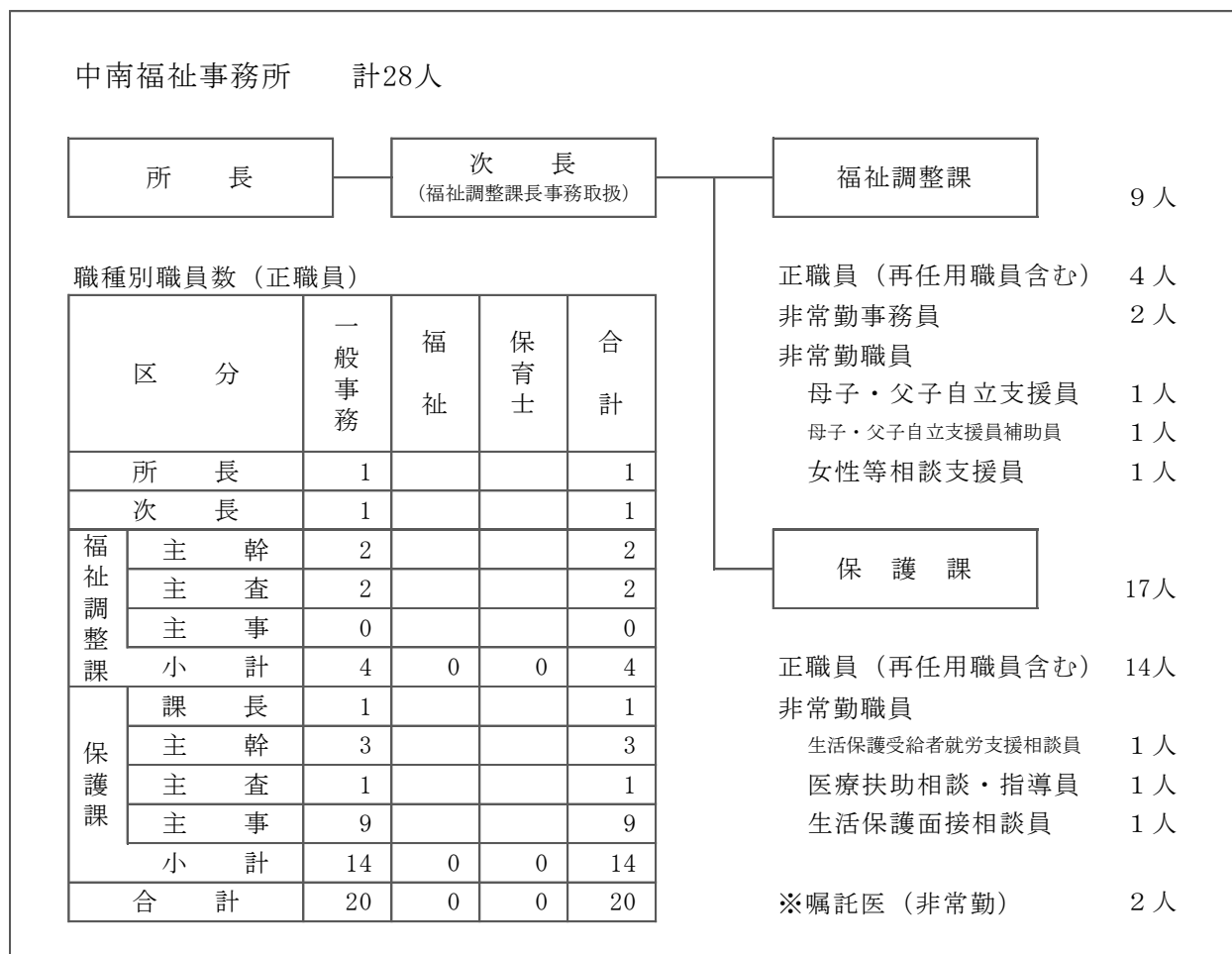


2 沿革

昭和26年10月1日	社会福祉事務所設置に関する条例（S26. 9. 19青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
昭和27年3月31日	県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
昭和29年5月1日	各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり、中郡16町村、南郡28町村を所管。
昭和29年7月1日	黒石市の誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）及び昭和29年からの町村合併により、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村の11町村を所管。
昭和36年1月5日	県条例第62号（S26. 10. 1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
昭和53年4月1日	新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
平成5年4月1日	福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
平成9年4月1日	県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。
平成14年4月1日	県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
平成15年4月1日	組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
平成16年4月1日	組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
平成17年3月28日	市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し、藤崎町となる。
平成17年4月1日	市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し、東地方健康福祉こどもセンターの管轄となる。
平成18年1月1日	市町村合併により、尾上町、平賀町、碓ヶ関村が平川市となる。
平成18年2月27日	市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。
平成18年4月1日	地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。
平成21年4月1日	身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。
平成25年4月1日	組織改正により、社会福祉施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
平成27年3月30日	青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。
令和7年4月1日	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県中南福祉事務所が設置される。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図（令和8年4月1日現在）



(2) 分掌事務

福祉調整課

- 1 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- 2 要保護女子の更生援護に関すること
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- 5 民生委員・児童委員に関すること
- 6 災害救助等の連絡調整に関すること
- 7 日本赤十字事業に関すること

保護課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- 2 生活困窮者自立支援に関すること

4 令和8年度運営方針

(1) 基本方針

地域住民が健康寿命の延伸を目指し、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる健康なまちづくりを推進するため、市町村や関係機関・団体等と連携し、保健・医療・介護・福祉の向上を図る。

(2) 重点目標及び具体的推進事項

ア 保健及び関係機関等と連携を図った福祉関係各法業務の推進

複雑・多様化かつ複合化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。

- ・ 生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。
- ・ 福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。

イ 関係機関との連携による地域福祉の推進

地域福祉の主体的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現に向け取り組む。

- ・ 市町村地域福祉計画の推進を支援する。
- ・ 郡民生委員・児童委員協議会の運営を積極的に支援する。
- ・ 管内市町村や社会福祉協議会等と連携し、地域の保健・医療・福祉の向上に資する取組及び多様な担い手による高齢者への生活支援サービス提供体制等の充実・強化に向けて取り組む。

ウ 母子父子寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進

母子父子寡婦福祉資金の償還金、生活保護費の返還金等に係る収入未済解消の促進を図る。

- ・ 収納対策検討会議及び債権回収業者を積極的に活用する。

エ 配偶者等暴力（DV）相談支援業務の推進

支援を必要とするDV被害相談者のため、継続的な相談、相談者の立場に立ったワンストップ支援に取り組む。

- ・ 女性相談支援センター、保健所、児童相談所及び警察署等の関係機関との緊密な連携を図る。
- ・ 市町村虐待防止協議会等への参画及び支援を行う。

5 令和8年度行事予定

月	行 事
4 月	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会（随時） ・ 中南郡民生委員児童委員協議会総会
5 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会役員会
6 月	
7 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会
8 月	・ 戦没者追悼式（県・市町村） ・ 中南郡民生委員児童委員協議会テーマ別研修会
9 月	・ 敬老会（各町村） ・ 第1回福祉事務所長会議 ・ 中南地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議
10 月	
11 月	・ 社会福祉大会（県、市町村）
12 月	・ 生活保護法施行事務監査
1 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会
2 月	・ 第2回福祉事務所長会議
3 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会役員会

第 2 概 要

I 生活保護

1 被保護世帯数

管内の被保護世帯数は、昭和 60 年度に 1,120 世帯だったのが遞減し、平成 5 年度からは 600 世帯台で推移したが、平成 9 年度に板柳町が編入したことに伴い 800 世帯台となった以後年々増加し、平成 13 年度には 1,000 世帯を超えた。平成 17 年度に 6 町村が市町村合併され(H17. 4. 1 青森市：浪岡町、青森市 H18. 1. 1 平川市：平賀町、尾上町、碓ヶ関村 H18. 2. 27 弘前市：岩木町、相馬村、弘前市)、これにより平成 17 年度月平均被保護世帯数 601 世帯と半数近くに減少した。その後は増加が続き、平成 26 年度に 783 世帯に達したが、この時をピークに減少に転じている。令和元年度以降も増減はあるものの減少傾向が続いており、令和 7 年度は 729 世帯となった。

世帯類型別では依然として高齢者世帯の占める比率が高く、令和 7 年度は全体の 77.8%と、県平均の 65.2%を大きく上回っている。また、母子世帯は 0.1%、傷病・障害者世帯は 14.5%、その他の世帯は 8.0%と、いずれも県平均の母子世帯 1.7%、傷病・障害者世帯 20.6%、その他世帯 12.4%を下回っている。

労働力類型別では、非稼働世帯の占める比率が依然として高く、令和 7 年度においては 92.3%（県平均は 91.5%）である。

2 被保護人員

平成 17 年度の管内町村の市町村合併により、平成 17 年度月平均被保護人員 810 人と減少したが、以後増加が続き、平成 26 年度月平均被保護人員は 981 人となった。平成 27 年度から減少傾向にあり、令和元年度以降も増減はあるものの減少傾向が続いており、令和 7 年度は 813 人となった。

3 保護率

管内の保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は、平成 7 年度は 7 パーミル台であったが、被保護人員の増加により年々保護率が上昇し、平成 13 年度は 11 パーミル台、平成 16 年度は 13.56 パーミルとなり、市町村合併後の平成 17 年度の保護率は 14.78 パーミルに上昇し、以後さらに上昇して平成 24 年度以降は 19 パーミル台で推移しており、令和 7 年度の保護率は 19.84 パーミルとなっている。

4 扶助別人員

令和 7 年度の月平均扶助別人員は、医療扶助が 759 人で被保護人員全体 813 人の 93.4%を占め、以下、生活扶助が 688 人(84.6%)、住宅扶助が 494 人(60.8%)、介護扶助が 405 人(49.8%)、教育扶助が 1 人 (0.1%)、などとなっている。

5 令和7年度生活保護統計

(I-1) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

(単位：世帯、人、ポイント、パーミル)

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
西目屋村	被保護世帯数	実数	17	17	16	15	17
		指数	100.0	100.0	94.1	88.2	100.0
	被保護人員	実数	20	19	18	17	21
		指数	100.0	95.0	90.0	85.0	105.0
	保護率		15.91	15.73	14.76	14.50	18.91
藤崎町	被保護世帯数	実数	210	199	195	197	194
		指数	100.0	94.8	92.9	93.8	92.4
	被保護人員	実数	249	238	229	228	222
		指数	100.0	95.6	92.0	91.6	89.2
	保護率		17.21	16.60	16.12	16.20	15.91
大鰐町	被保護世帯数	実数	149	146	146	147	149
		指数	100.0	98.0	98.0	98.7	100.0
	被保護人員	実数	175	171	167	165	168
		指数	100.0	97.7	95.4	94.3	96.0
	保護率		20.55	20.66	20.82	21.07	22.06
田舎館村	被保護世帯数	実数	91	92	94	107	108
		指数	100.0	101.1	103.3	117.6	118.7
	被保護人員	実数	98	99	102	115	116
		指数	100.0	101.0	104.1	117.3	118.4
	保護率		13.46	13.91	14.56	16.60	17.15
板柳町	被保護世帯数	実数	261	258	260	266	261
		指数	100.0	98.9	99.6	101.9	100.0
	被保護人員	実数	299	294	297	297	287
		指数	100.0	98.3	99.3	99.3	96.0
	保護率		23.80	23.97	24.71	25.23	24.81
合計	被保護世帯数	実数	727	713	711	732	729
		指数	100.0	98.1	97.8	100.7	100.3
	被保護人員	実数	841	822	814	822	813
		指数	100.0	97.7	96.8	97.7	96.7
	保護率		19.08	19.00	19.14	19.68	19.84

(注) 月平均

県の保護率	23.15	23.00	22.98	23.02	23.14
国の保護率	16.3	16.3	16.3	16.2	16.1

国の保護率：令和7年度は令和8年3月分参考

(I-2) 世帯類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和3年度	537	73.9	5	0.7	107	14.7	78	10.7
令和4年度	525	73.7	4	0.6	111	15.6	72	10.1
令和5年度	541	76.0	2	0.3	107	15.0	62	8.7
令和6年度	573	78.3	2	0.3	102	13.9	56	7.7
令和7年度	567	77.8	1	0.1	106	14.5	58	8.0

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-3) 労働力類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみが働いている世帯	合計			
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和3年度	32	1	0	13	18	64	8.8	664	91.2
令和4年度	28	1	0	10	17	56	7.9	657	92.1
令和5年度	27	1	0	11	17	56	7.9	657	92.1
令和6年度	29	1	0	12	12	54	7.4	678	92.6
令和7年度	31	1	0	14	11	57	7.8	673	92.3

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-4) 生活保護新規申請・廃止処理状況

(単位：世帯、人)

区分	申請		開始		取下	却下	翌年度への繰越	廃止	
	前年度からの繰越	年度内	世帯数	人員				世帯数	人員
令和3年度	5	130	75	86	9	44	6	100	104
令和4年度	6	169	106	122	7	52	10	116	121
令和5年度	11	165	118	133	8	39	11	109	115
令和6年度	11	173	127	138	7	46	4	104	119
令和7年度	4	158	90	106	8	55	9	103	105

(I-5) 扶助別人員

(単位：人、ポイント)

区分	被保護人員		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他の扶助（月平均）		
	実人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
令和3年度	841	100.0	758	100.0	479	100.0	2	100.0	350	100.0	779	100.0	0	7	1
令和4年度	822	97.7	732	96.6	472	98.5	2	100.0	347	99.1	765	98.2	0	5	0
令和5年度	814	96.8	719	94.9	476	99.4	3	150.0	349	99.7	749	96.1	0	2	2
令和6年度	822	97.7	708	93.4	504	105.2	2	100.0	389	111.1	761	97.7	0	1	2
令和7年度	813	96.7	688	90.8	494	103.1	1	50.0	405	115.7	759	97.4	0	2	1

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-6) 扶助費支給状況

(単位：円)

区分	生活	住宅	教育	介護	医療	その他	合計
令和3年度	352,618,762	107,313,030	193,976	64,143,845	657,687,933	16,074,942	1,198,032,488
令和4年度	343,085,603	109,580,199	200,602	73,232,183	665,788,211	16,695,414	1,208,582,212
令和5年度	335,131,367	112,675,858	345,130	64,418,738	681,584,170	17,960,544	1,212,115,807
令和6年度	334,597,650	122,048,177	224,612	80,439,951	706,912,820	16,751,752	1,260,974,962
令和7年度	321,024,180	126,788,619	105,820	91,243,590	689,218,440	17,366,797	1,245,747,446

Ⅱ 母子父子寡婦福祉

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況

管内（市部を含む）における令和7年度の母子父子寡婦福祉資金の貸付状況（令和6年度以前から貸付を継続しているものを含む。）については、実績がなかった。

また、令和7年度の償還率については、以下のとおりとなっている。

- ・母子福祉資金：33.0%（現年度90.1%、過年度11.9%）
- ・寡婦福祉資金：40.2%（現年度100.0%、過年度10.7%）

※父子福祉資金は、償還者なし

2 母子父子寡婦福祉相談実施状況

経済的、社会的に弱い立場にある母子・父子及び寡婦世帯の自立助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付と母子・父子自立支援員による生活一般等の相談、助言を行っている。

令和7年度の相談件数は1,609件で、相談内容別にみると、母子父子寡婦福祉資金を中心とする経済的支援・生活援護相談が716件で、全体44.5%を占めている。次いで生活一般相談が669件となっており、全体の41.6%となっている

（Ⅱ－1）母子父子寡婦福祉資金貸付状況

（単位：件、円）

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和3年度	4	480,000	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	2	540,800	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0
令和7年度	0	0	0	0	0	0

〔令和7年度資金種類別内訳〕

（単位：件、円）

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金						
技能習得資金						
修業資金						
就職支度資金			な し			
医療介護資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金						
就学支度資金						
結婚資金						
合 計	0	0	0	0	0	0

(Ⅱ－２) 母子父子寡婦福祉資金償還状況

〔母子福祉資金〕

令和8年5月31日現在

(単位：円、％)

区 分	現年度				過年度				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
令和３年度	89,470,304	78,000,163	11,470,141	87.2	185,200,444	11,496,703	0	173,703,741	6.2
令和４年度	89,042,866	79,124,855	9,918,011	88.9	185,173,882	11,305,840	313,925	173,554,117	6.1
令和５年度	74,983,348	66,982,689	8,000,659	89.3	183,472,128	13,820,589	0	169,651,539	7.5
令和６年度	65,286,111	58,429,054	6,857,057	89.5	177,652,198	19,839,920	5,969,530	151,842,748	11.6
令和７年度	58,600,396	52,779,616	5,820,780	90.1	158,699,805	18,919,321	0	139,780,484	11.9

〔父子福祉資金〕

区 分	現年度				過年度				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
令和３年度	0	0	0	—	0	0	0	0	—
令和４年度	15,000	15,000	0	100.0	0	0	0	0	—
令和５年度	30,000	30,000	0	100.0	0	0	0	0	—
令和６年度	75,000	75,000	0	100.0	0	0	0	0	—
令和７年度	0	0	0	—	0	0	0	0	—

〔寡婦福祉資金〕

区 分	現年度				過年度				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
令和３年度	1,356,512	1,285,828	70,684	94.8	4,073,882	62,820	0	4,011,062	1.5
令和４年度	1,310,837	1,270,437	40,400	96.9	4,081,746	124,247	450,872	3,506,627	3.4
令和５年度	1,795,262	1,795,262	0	100.0	3,547,027	209,767	0	3,337,260	5.9
令和６年度	971,368	968,451	2,917	99.7	3,337,260	207,000	1,348,918	1,781,342	10.4
令和７年度	881,088	881,088	0	100.0	1,784,259	190,917	0	1,593,342	10.7

(Ⅱ－３) 母子父子寡婦福祉相談実施状況

〔母子父子寡婦福祉相談〕

(単位：件)

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
生活一般	住宅	10	60	27	29	32
	医療・健康	22	109	74	114	51
	家庭紛争	6	43	57	47	26
	就労	195	258	210	226	170
	結婚	5	7	5	1	2
	養育費	9	16	15	10	10
	借金	28	38	25	35	23
	その他	514	534	475	527	355
	小 計	789	1,065	888	989	669
児童	養育	15	33	34	29	21
	教育	84	88	69	83	70
	非行		2		1	2
	就職	5	1	9	6	8
	その他	120	120	101	117	89
	小 計	224	244	213	236	190
経済的支援・生活保護	母子福祉資金貸付金	427	546	578	666	398
	父子福祉資金貸付金	4	7	12	21	7
	寡婦福祉資金貸付金	1	3			1
	公的年金	5	15	9	26	5
	児童扶養手当	28	36	25	35	14
	生活保護	7	17	20	31	6
	税	24	39	19	22	18
	生活福祉資金					
	その他	245	387	319	348	267
	小 計	741	1,050	982	1,149	716
その他	売店設置					
	たばこ販売					
	母子世帯向公営住宅		1		30	
	父子世帯向公営住宅					
	母子・父子福祉施設の利用		119	52	8	34
	母子生活支援施設	1		1		
	小 計	1	120	53	38	34
合 計		1,755	2,479	2,136	2,412	1,609

Ⅲ 児童福祉

児童相談については、児童相談所が主体となって当たっており、福祉事務所では児童福祉法に規定されている事務として、「助産の実施に関する事務」及び「母子保護の実施に関する事務」を行っている。

（Ⅲ－１）施設入所措置の状況

（単位：件）

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施設 入所 措置	助産施設	０	０	０	０	０
	母子生活支援施設	０	０	１	０	０
	合 計	０	０	１	０	０

Ⅳ 女性相談

女性相談に関しては女性等相談支援員 1 名を配置し、対応しているところである。

平成 13 年 10 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、当所も、平成 14 年 4 月から「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を開始した。

令和 7 年度における女性保護相談全体の相談者数は 46 人（男性の相談者も含む）で、延 184 件の相談があった。

うち配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関するものは、40 人の相談者から延 177 件の相談があった。

（Ⅳ－１）女性保護相談実施状況（令和 7 年度）

（１）相談経路

（単位：人）

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	知人縁故関係	その他	合計
実人員	32	2	0	0	3	1	4	0	1	0	0	0	3	0	46

（２）主訴

（単位：人）

主訴	人間関係									経済関係	医療関係	住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5 条違反	人身取引	合計
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他										
実人員	38	1	1	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
うち DV 相談実人員	38	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40

（Ⅳ－２）配偶者からの暴力等に関する相談延件数（令和 7 年度）

（単位：件）

	件数	被害者の年齢別								加害者との関係別				
		20未満	20代	30代	40代	50代	60以上	不明		配偶者			離婚済	交際相手
										届出あり	届出なし	不明		
来 所	161	0	10	35	47	32	37	0		149	5	0	4	3
電 話	14	0	3	0	9	0	1	1		8	0	0	5	1
そ の 他	2	0	0	0	2	0	0	0		2	0	0	0	0
計	177	0	13	35	58	32	38	1		159	5	0	9	4

青森県中南福祉事務所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 4階

電 話 0172-35-1622

0172-33-3211（女性相談専用）

F A X 0172-34-6201

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-fukushi/index.html>